

令和7年度南海トラフ地震県外広域応援訓練実施等業務委託仕様書

第1 業務の目的

南海トラフ地震発生時の県外広域応援について、県内災害対応との両立に加え、九州地方知事会会長代行県としての災害対応オペレーションの訓練（以下「訓練」という。）を、関係機関との連携のもと実施し、その評価を踏まえ、会長代行県の行動マニュアルを作成することで、本県応援本部の広域応援調整力向上等を図る。

第2 業務の名称

令和7年度南海トラフ地震県外広域応援訓練実施等業務

第3 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

第4 訓練概要

- 1 主 催：熊本県
- 2 日 時：令和7年（2025年）10月10日（金）10時00分～16時00分
（予備日 令和7年（2025年）10月17日（金））
- 3 会 場：熊本県防災センター
- 4 参加予定：熊本県関係部局、国（内閣府防災、総務省、国土交通省九州地方整備局、熊本地方気象台）、陸上自衛隊、九州地方知事会（九州・山口各県）、他関係機関
- 5 参加人数：約70人
- 6 公開の有無：訓練全般について報道等に公開する。

第5 業務内容

1 訓練前の業務

（1）業務計画書の作成

受託者は、契約確定後、速やかに県と打合せを行い、本委託業務の目的、趣旨及び県の意向を十分に把握した上で、全体業務スケジュールや業務実施体制等を記載した業務計画書（様式任意）を作成し、契約締結後10日以内に県に提出する。

（2）評価者との調整

ア 受託者は、県及び県が指定する評価を行う者（以下「評価を行う有識者」という。）と協議の上、評価を行う有識者に対して訓練当日及び会議等への出席の依頼を行うとともに、その経費について支払いを行うこと。なお、会議等は以下のとおりとする。

（ア） 訓練準備会議（9月予定、1回×1時間程度、オンライン可）

（イ） 訓練当日（10月10日又は17日、対面）

（ウ） 訓練後の検証会（10月～11月予定、1回×2時間程度、オンライン可）

イ 評価を行う有識者は、県が指定する次の１名とする。

県指定訓練評価者：国立研究開発法人防災科学技術研究所主幹研究員（茨城県）

（参考）熊本県の規定に基づく額：謝金額（円／時間） 20,000円以下

旅費 熊本県旅費規程による

ウ その他

（ア） 別途、国の機関にも評価を依頼する予定。

（イ） 県から国の機関に依頼した評価者（以下「国機関の評価者」という。）と事前に評価項目等の調整を行う。

（３） 訓練準備会議への参加

議事録を作成し、準備会議終了後１０日以内に提出する。

（４） 訓練参加者アンケート（案）の作成

２ 訓練当日の業務

（１） 訓練全体を映像及び写真により記録する。

（２） 講評や振り返りの内容について、議事録を作成し、訓練終了後１０日以内に提出する。

（３） 訓練参加者に対してアンケートを実施する。

３ 訓練後の業務

（１） 訓練参加者アンケート結果の集計・分析

（２） 訓練検証会への参加

ア アンケートの集計結果、評価を行う有識者及び国機関の評価者の評価結果について報告を行う。

イ 議事録を作成し、検証会終了後１０日以内に提出する。

（３） 九州地方知事会会長代行県の行動マニュアル（案）の作成

ア 行動マニュアル（案）作成の経緯

（ア） 最大規模の南海トラフ巨大地震が発生した場合、九州においても、特に大分県及び宮崎県で甚大な被害が想定されており、九州各県が連携した受援・応援体制の構築が求められている。

（イ） 通常、九州で災害が発生した場合は、九州地方知事会会長県である宮崎県が災害対応のオペレーションを主導することとなるが、南海トラフ地震では、宮崎県は自県の被災が想定されることから、本県が会長県業務を代行することが決定している。

（ウ） 本県は、大分県、宮崎県と比較すると一定の被害が発生するものの、相対的に被害規模は小さいことが想定されており、県内災害に対応しつつ、県外広域応援を行うことが求められる。

（エ） 県内災害対応と県外広域応援との両立に加え、九州地方知事会会長代行県としての災害対応オペレーションに係る行動マニュアル（案）を作成する。

イ 受託者に提供する資料

- (ア) 九州地方知事会における南海トラフ地震対応マニュアル（仮称）
- (イ) 九州・山口9県災害時応援協定
- (ウ) 災害時リエゾン派遣マニュアル（令和2年3月）
- (エ) 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン
- (オ) 熊本県応援本部行動マニュアル（令和7年3月）
- (カ) その他関係資料

ウ 行動マニュアル（案）の内容

- (ア) 作成する行動マニュアル（案）の項目は、次のとおりとする。
 - a 目的、行動マニュアルの位置づけ
 - b 九州地方知事会会長県（支援対策本部事務局）の主な役割
 - c 会長代行県として発生する業務
 - (a) 県外被災情報や被災県の応援ニーズに関する情報収集及び取りまとめ
 - (b) 被災地及び国現地対策本部への情報連絡員（LO）派遣の各種調整
 - (c) 情報連絡員（LO）より入手した情報の取りまとめ及び対応策の検討
 - (d) 被災自治体と応援担当県の割り当て及び応援内容の調整
 - (e) 九州・山口各県及び国等関係機関との連絡調整
 - (f) 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランとの役割分担等の整理 等
 - d 全体業務フロー図
 - e その他必要と認められるもの
- (イ) 業務を適正かつ円滑に実施するため適宜打合せ協議を実施するとともに、打合せ後は記録簿を作成し、県の承認を得るものとする。
- (ウ) 行動マニュアル（案）の作成等の際し、必要に応じ有識者の意見を聞くことも認める。

(4) 記録の編集

訓練時に撮影した映像及び写真の編集を行う。

4 その他

上記1～3に係る打合せ協議については、県が承諾すれば、オンライン会議システム等により実施することも可能とする。

第6 成果品

1 本業務の成果品は次のとおりとする。

提出に当たっては、紙媒体（A4ファイル製本）及び電子媒体で提出すること。なお、訓練映像については電子媒体のみで可とする。

- (1) 業務報告書（議事録及びアンケート集計結果を含む） 1部
- (2) 評価結果報告書（国機関の評価者の評価を含む） 1部

- (3) 訓練映像、写真の電子データ 1 部
- (4) 行動マニュアル(案) 1 部
- 2 受託者は、本業務が完了したときは、前項に示す成果品を提出し、県の検査を受けるものとする。
- 3 受託者は、県が指示し、受託者が同意する場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しができるものとする。

第7 成果品の提出先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 防災センター2階
熊本県知事公室危機管理防災課

第8 成果品に対する責任の範囲

受託者は、成果品に瑕疵が発見された場合は、速やかに県の指示に基づき、成果品を訂正し、改めて提出しなければならない。

なお、これに要する費用は、受託者の負担とする。

第9 訓練の中止

本訓練は、災害の発生、天候等により訓練の一部又は全部を中止する場合がある。

なお、訓練の一部又は全部を中止した場合の委託料は、業務の進捗状況等を考慮し、県と受託者で協議の上、決定する。

第10 権利の帰属

- 1 本委託において作成され、既に他の所有権等を有するものを除く一切の図書類、電子情報等、並びにそれらの著作権は、県に帰属する。
- 2 受託者は、本委託終了後を含め、業務の成果等を県の承認を受けず、自ら使用することや他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。
- 3 業務に関して第三者の著作権を侵害しないよう、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- 4 成果品は、県が作成するホームページや各種情報提供媒体等において使用できるものとする。

第11 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘匿すべき内容を他人に漏らしてはならない。本業務終了後においても同様とする。

第12 その他

- 1 受託者は、本委託を実施するに当たり、県と詳細に協議を行い、県の承認を受けて、委託業務を進めるものとする。

- 2 受託者は、本委託の趣旨を踏まえ、災害対策基本法、災害救助法、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画、熊本県地域防災計画、熊本県業務継続及び受援・応援計画等を把握し、業務を進めることとする。
- 3 本委託のため必要となる関係官公庁その他に対する手続きは、受託者が迅速に処理する。また、これに要する費用は、受託者の負担とする。
- 4 県は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求める等の措置を行うことができるものとする。
- 5 契約金額には、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。
- 6 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等不明な事項は、その都度県・受託者協議の上、決定する。

第13 担当所属

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番1号 防災センター 2 階
熊本県知事公室危機管理防災課 広域防災拠点推進班
電話：096-333-2837